

知財強国建設綱要及び「第14次5カ年」計画を実施するための2023年推進計画

中国共産党中央委員会と国務院が発表した『知財強国建設綱要（2021-2035年）』（以下『綱要』）及び国務院が発表した『「第14次5カ年」国家知的財産権保護及び運用計画』（以下『計画』）を徹底的に実行し、知財強国戦略を高度に実施し、知財強国の建設を加速し、2023年の重要な課題と業務措置を明確にするために、本計画を制定する。

一、知的財産権制度の改善

（一）知的財産権の法律法規規定の改善

1. 『中華人民共和国専利法実施細則』の改正完了の促進、『中華人民共和国商標法』『中華人民共和国商標法実施条例』の改正の推進。『団体商標及び証明商標の管理と保護に関する弁法』の改正の推進。『専利審査指南』の適切な改正の完了。知的財産権の基礎的な法律研究と論証の推進。集積回路配置設計制度の改正と調査研究及び論証の実施の加速。（国家知識産権局が担当）

2. 『中華人民共和国著作権法実施条例』『著作権団体管理条例』『著作権行政処罰実施法』『作品自主登録試行法』『コンピュータソフトウェア著作権登録法』の改正の促進。『民間文学芸術作品著作権保護条例』の実施の促進。（中央宣伝部が担当）

3. 『中華人民共和国反不正競争法』及び関連付帯規則の制定及び改正の推進。『中華人民共和国電子商取引法』における知的財産権条項の改正の推進。『営業秘密保持規定』『知的財産権

濫用による競争行為の排除及び制限を禁止する規定』の改正の推進。『標準必須特許の独占禁止指南』『ネットワーク上の不正競争行為を禁止する暫定規定』の研究と制定。（国家市場監督管理総局が担当）

4. 『中華人民共和国植物新品種保護条例』『中華人民共和国植物新品種保護条例実施細則（農業分野）』の改正の推進。

（農業農村部、国家知識産権局、国家林業草原局が担当）

5. 『生物遺伝資源の獲得及び利益分配管理条例（草案）』の改正の推進。（生態環境部が担当）

6. 『中薬伝統知識保護条例』立法プロセスの推進の加速。（国家中薬管理局、国家衛生健康委員会、国家知識産権局が担当）

7. 『国防専利条例』の改正の推進。（中央軍事委員会装備発展部、国家国防科学技術工業局が担当）

8. 『展示会知的財産権保護法』の改正の推進。（商務部、中央宣伝部、国家市場監督管理総局、国家知識産権局、中国国際貿易促進委員会が担当）

（二）知的財産権の重大な政策の改革改善

9. 知的財産権分野の中央と地方の財政権限及び支出責任区分の改革の積極的な促進。（財政部、国家知識産権局が担当）

10. 知財強国建設モデル業務の高度な推進、「一省一策」による知財強省の共同建設、複数の新たな知財強市の建設の開始。（国家知識産権局が担当）

11. 一流専利商標審査機構の構築プロジェクトの実施、専利商標の審査レベル及び審査効率の向上。専利商標審査官制度の研究の実施。（国家知識産権局が担当）

12. 意匠の明確な区別の審査及び国際出願審査の徹底。実用新案審査への明確な創造性の審査の導入。（国家知識産権局が担当）

13. 『専利出願行為の規範化に関するいくつかの規定』の改正の推進。（国家知識産権局が担当）

14. 財政援助を受けた科学研究プロジェクトの知的財産権形成表明制度の確立及び改善、実施方案の発表、中央財政の重要なプロジェクト及び試行省を対象とした財政援助を受けた科学研究プロジェクトの専利形成表明制度の施行。（国家知識産権局、科学技術部、財政部、中央軍事委員会装備発展部、国家国防科学技術工業局、国家自然科学基金委員会が担当）

15. 監督管理下にある中央科学技術企業による科学技術企業の株式及び配当等の中長期的策励措置の採用の推奨。中央企業の科学技術革新評価奨励方案の改善。（国務院国有資産監督管理委員会が担当）

16. 林業草原の実質的派生品種制度の確立の促進。（国家林業草原局が担当）

17. 『軍事用コンピュータソフトウェア著作権登録作業暫定法』の実施。（中央軍事委員会装備発展部、中央宣伝部が担当）

（三）新興分野及び特定分野の知的財産権規則の改善

18. データの知的財産権保護規則の構築の加速、データの知的財産権登録制度の模索、データの知的財産権の地方における施行

の実施。（中央宣伝部、国家知識産権局が職責により分担して担当）

19. ビッグデータ、人工知能、ブロックチェーン及び従来の文化、従来の知的分野の知的財産権保護規則の模索。

（中央宣伝部、最高人民法院、国家知識産権局が職責により分担して担当）

20. 「ブロックチェーン+著作権」の革新応用試行事業の高度な推進と展開、民間文芸著作権保護と促進試行事業の持続的な展開。（中央宣伝部、中央ネットワークセキュリティ情報化委員会弁公室が担当）

21. 重要なオープンソースプロジェクトの法令遵守評価事業の徹底、オープンソースの知的財産権の一連の研修の組織的な展開、オープンソースの知的財産権の標準的研究開発及び制度研究の促進。（工業情報化部、国家知識産権局が担当）

22. 無形文化遺産の搜索整理及び実用化利用の強化。無形文化遺産分野の関連知的財産権の保護研究の実施。無形文化遺産分野の知的財産権保護研修の対象範囲の拡大。（中央宣伝部、文化観光部が職責により分担して担当）

23. デジタル著作権管理サービス認証の実施の持続的な促進、独立したデジタル著作権保護基準の大規模な施策と応用の高度な推進。（中央宣伝部、国家市場監督管理総局、国家新聞出版広電総局が職責により分担して担当）

24. 『国家中医薬伝統知識保護データベース登録及び代表リスト発表暫定法（草案）』の改善。（国家中医薬管理局が担当）

二、知的財産権保護の強化

(一) 知的財産権の司法保護の強化

25. 国家レベルの知的財産権案件の上訴審理メカニズムの改革の高度化の推進、専門的な審判体系の確立の強化、知的財産権の「三合一」審判改革の高度な推進。（最高人民法院担当）

26. 知的財産権審判規律に適合する特別手続法律制度の確立と整備の促進。『中華人民共和國民事訴訟法』における技術調査官の関連規定の改正の推進。（最高人民法院担当）

27. 『知的財産権侵害刑事事件を処理するための法律適用のいくつかの問題に関する解釈』の制定と実施。知的財産権の司法保護における典型事例の発表。（最高人民法院、最高人民検察院、公安部が職責により分担して担当）

28. 検察による知的財産権についての総合的な職務履行の高度な推進。知的財産権の悪意の訴訟を処罰する特別業務の持続的な推進。（最高人民検察院担当）

29. 『人民検察院による知的財産権事件処理業務の手引き』の制定と発表。（最高人民検察院担当）

30. 「崑崙2023」特別行動の組織的な展開、各種の知的財産権侵害犯罪の法に基づく厳格な取り締まり。系統的且つ完全な知的財産権犯罪の捜査業務体系の確立の加速。（公安部が担当）

(二) 知的財産権の行政保護の強化

31. 新時代の専利侵害紛争の行政裁決業務の強化についての案の発表と実施、紛争の迅速な処理の試行の高度な展開、重大な専利侵害紛争の行政裁決業務フローの最適化、重大な専利侵害紛

争の行政裁決業務の法規に基づく徹底。（国家知識産権局、司法部が担当）

32. 年次知的財産権の行政保護における典型事例及び知的財産権の行政法執行における指導事例の選出と発表。商標の行政法執行についての証拠規則及び行政法執行指導ハンドブックの研究と制定、調査証拠取得規則のさらなる改善、違法売上高の計算の規範化。知的財産権の行政保護調査官管理法の制定。知的財産権検査評定機構選定推挙法の制定。（中央宣伝部、国家市場監督管理総局、国家知識産権局が職責により分担して担当）

33. 商標専利に係る法執行の専門的指導の強化、権利侵害・詐称行為や一般的な商標違反や違法な代理等の行為に対する規制のさらなる強化、革新と商業環境の最適化。

（国家知識産権局が担当）

34. 商標の法執行の高度な推進、権利侵害・詐称行為の厳格な取り締まり、悪意の商標登録出願と違法な商標使用行為に対する取り締まり強度の強化。専利の法執行のさらなる強化、詐称等の違法行為の厳格な取り締まり、違反金の適切な増額。（国家市場監督管理総局が担当）

35. 商標専利の法執行体系のさらなる改善、『市場監督管理総合行政法執行事項指導目録（2022年版）』の関連知的財産権法執行職責の厳格な履行、案件管理の強化、商標専利の分野の「デジタル+法執行」能力向上行動の実施の推進。商標専利の法執行に係る専門人材の育成、専門家意見書制度の模索と確立。（国家市場監督管理総局が担当）

36. 商品取引市場に係る知的財産権保護規範の国家基準の実施、知的財産権保護規範市場の建設の持続的な推進。（国家知識産権局が担当）

37. 地理的表示の統一的認定の着実な推進、地理的表示保護プロジェクトの組織的な実施、国家地理的表示製品保護モデル地域の建設の持続的な展開。（国家知識産権局、農業農村部、国家市場監督管理総局が担当）

38. 重要な商品及び要素市場の知的財産権侵害問題への着目、商業標識の模倣行為、混同惹起行為の取り締まり。全国営業秘密保護革新試行業務の高度な推進、試行成果の速やかな総括と周知、第2次試行の開始。（国家市場監督管理総局が担当）

39. 重要な分野と重要な事業の市場競争状況評価の組織的な展開、知的財産権濫用による競争行為の排除及び制限についての監督管理法執行の強化、市場の公平な競争の維持。（国家市場監督管理総局が担当）

40. 薬品専利紛争早期解決メカニズムの効果的な運用の促進、薬品専利紛争早期解決メカニズムの案件行政決裁の法規に基づく徹底。（国家知識産権局、国家薬品监督管理局が職責により分担して担当）

41. ネットワーク上の海賊版を取り締まる「剣網2023」特別行動、青少年著作権保護期行動、書籍の海賊版特別処置、映画館等における映画の盗撮、拡散特別処置等の実施、著作権の能動的な監督管理及び重要な作品の早期警告メカニズムの徹底実施。

（中央宣伝部、中央ネットワークセキュリティ情報化委員会弁公

室、工業情報化部、公安部が職責により分担して担当)

42. ネットワーク上の生配信、ネットワーク上のオーディオ、ネットワーク上の画像とテキスト、デジタル收藏品等の新規な媒体業態の著作権監督管理の強化、スポーツ試合、バラエティ番組、電子商取引プラットフォームの著作権保護メカニズムの改善。

(中央宣伝部が担当)

43. 『著作権行政法執行指導案』の研究と制定、統一的且つ協調的な著作権行政法執行基準、証拠規則、事例指導制度及び監督奨励メカニズムの確立と整備。(中央宣伝部が担当)

44. 全国種子産業監督管理法執行の年間活動の持続的な展開、植物新品種権侵害行為及びブランド権利侵害事件の厳格な取り締まり。農業植物新品種権侵害事件処理規定及び農業部植物新品種復審委員会審理規定の改正の推進。『林業草原植物新品種保護行政法執行法』の改正、第9次林業草原植物新品種保護リストの適時の発表。(農業農村部、国家林業草原局が職責により分担して担当)

45. 省級分化市場総合法執行事項指導目録の各地での実施の指導、行政処罰裁量基準の制定と一体化。(文化観光部が担当)

46. 全面的に強化を行う知的財産権税関保護「龍騰行動2023」、配達経路の知的財産権税関保護「藍網行動2023」、貨物の輸出輸送の知的財産権税関保護「浄網行動2023」等の特別行動の組織的な展開、輸出入段階での権利侵害事件の厳格な取り締まり。知的財産権税関保護のインテリジェントな確立の推進、知的財産権税関保護法執行系統及び届出系統の改善、知的財産権税関

保護届出処理フローの最適化。（海関総署が担当）

47. 『越境電子商取引の知的財産権保護指南』の制定と発表。
（国家知識産権局、商務部が担当）

48. 配送会社の主体的な責任履行の高度化、違法行為である粗悪な詐称商品配送の厳格な取り締まり。（国家郵政局が担当）

（三）知的財産権共同保護構造の整備

49. 行政法執行と司法保護の連携及び部門を越えた法執行の協力の強化、行政法執行基準と司法裁判基準の統一の促進、地域と部門を越えた知的財産権保護協力メカニズムの整備。（中央宣伝部、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、農業農村部、文化観光部、海関総署、国家市場監督管理総局、国家知識産権局が職責により分担して担当）

50. 知的財産権紛争の多元的解決業務の持続的な推進、知的財産権紛争調停組織及び仲裁機構の確立の強化、知的財産権訴訟と仲裁及び調停の仲介業務の徹底、知的財産権紛争のオンライン訴訟やオンライン調停等の業務のメカニズムの整備。（中央宣伝部、最高人民法院、司法部、国家知識産権局、中国国際貿易促進委員会が職責により分担して担当）

51. 『知的財産権共同保護の強化に関する案』の制定と実施。
（最高人民法院、司法部、国家知識産権局が職責により分担して担当）

52. 知的財産権保護体系構築プロジェクト実施方案の起草。知的財産権迅速共同保護体系の高レベルでの確立、知的財産権保護センターネットワークの持続的な最適化。国家知的財産権

保護モデル地域のハイレベルな建設、第2次モデル地域選定業務の徹底。（国家知識産権局が担当）

53. 『「全体対全体」著作権分野紛争調停メカニズム試行業務の実施に関する案』の研究と制定、著作権紛争のオンライン上の訴訟調停仲介業務の実施。（中央宣伝部、最高人民法院が職責により分担して担当）

54. 知的財産権保護業務と基幹の治安の確立、暴力団の常態的な排除、治安確立評価の組み合わせの推進。（中央政法委員会が担当）

55. 『公証事業電子証拠保全業務サービス規範（試行）』の研究と起草、知的財産権関連鑑定機構及び鑑定者の監督管理のさらなる強化。（司法部、国家知識産権局が職責により分担して担当）

56. 知的財産権分野の重大な違法背信リストの管理の強化、知的財産権分野の重大な違法背信行為に対する法規に基づく懲罰の実施。国家企業信用情報公示系統の依拠、行政許可、行政処罰、商標、専利、知的財産権質権設定登記等の企業に関する知的財産権情報の法に基づく集計と公示。（中央宣伝部、国家発展改革委員会、中国人民銀行、国家市場監督管理総局、国家知識産権局が職責により分担して担当）

57. ソフトウェア正規化業務のメカニズムのさらなる改善、共同監査と年次検査の開始。（中央宣伝部、国家機関事務管理局が職責により分担して担当）

58. 海外知的財産権紛争対応指導センターネットワークの構

成の持続的な最適化、第3次外国知的財産権紛争対応指導地方サブセンターの選定。（国家知識産権局、中国国際貿易促進委員会が担当）

59. 知的財産権の対外譲渡に係る審査関連業務の徹底、国家安全に関する知的財産権対外譲渡行為の法に基づく管理、地方の関連業務の指導の強化。知的財産権の対外譲渡データのモニタリングと分析の持続的な展開。（中央宣伝部、国家発展改革委員会、科学技術部、農業農村部、商務部、国家知識産権局、国家林業草原局が職責により分担して担当）

60. 生物遺伝資源の調査と評価及び保護業務の持続的な展開、生物多様性の関連の従来知識の調査及び目録作成の推進。（生態環境部が担当）

61. 中国国際知的財産権仲裁委員会の確立の推進。（中国国際貿易促進委員会が担当）

三、知的財産権の市場運用メカニズムの改善

（一）知的財産権の創造性のレベルの向上

62. レベル志向のアピール、知的財産権の評価メカニズムの改革改善。（教育部、科学技術部、工業情報化部、国務院国有資産監督管理委員会、国家知識産権局、中国科学院が職責により分担して担当）

63. 知的財産権高品質発展年次業務の手引きの制定、国家高品質発展総合業績評価業務の提携と徹底。（国家知識産権局が担当）

64. 専利出願に係る問題の徹底解決及び悪意の商標登録の取り締まりの強度の強化。特定分野の商標登録出願及び使

用の一連の手引きの制定、『質の高い発展を促進するための体系的な悪意の商標登録対策に関する作業計画（2023-2025年）』の制定。（国家知識産権局が担当）

65. 専利の優先審査のグリーンな経路の円滑化、知的財産権と核心技術の難関突破の連動の促進。（工業情報化部、国家知識産権局が職責により分担して担当）

66. 『中央企業の高付加価値専利業務の手引き』の研究と制定。（國務院国有資産監督管理委員会、国家知識産権局が担当）

67. 専門性、精密性、特化性、新規性を有する第5次「小巨人」企業の育成、専門性、精密性、特化性、新規性を有する省レベル中小企業の各地での新たな育成の指導。国家関連規定に基づく、企業を対象とした知財強国建設モデル業務の高度な推進。中小企業の知的財産権戦略推進プロジェクトの高度な実施、科学技術成果により才知を授ける中小企業特別行動と工業企業の知的財産権運用試行による育成の実施。（工業情報化部、国家知識産権局が職責により分担して担当）

68. 『イノベーションマネジメントー知財マネジメント・ガイダンス』国際標準の試行の実施の展開、『企業知識産権コンプライアンス管理体系要件』国家標準の発表と実施。（国家市場監督管理総局、国家知識産権局が職責により分担して担当）

69. 科学技術計画プロジェクトの全期間における知的財産権の管理とサービスの強化。プロジェクト担当機関の知的財産権の管理能力の向上、知的財産権サービス機構による各レベル、各種の科学技術計画プロジェクトへの参与の推奨。（科学技術部、国

家知識産権局が担当)

70. 育種の共同の難関突破の推進の加速、優良植物新品種の育成。『農業植物新品種保護審査指南』の改正、生物育種品種審査要点の制定。品種権オンライン出願審査に係る事務手続きシステムの改善、品種分子同定技術応用研究の強化、権利登録速度の上昇。(農業農村部が担当)

71. 林業草原植物新品種の審査試験業務の情報化管理レベルの向上。林業草原植物新品種の試験体系計画の制定の推進、試験指南制定速度の加速、試験技術基準体系の改善。(国家林業草原局が担当)

72. 国防核心技術の核心専利の発展及び高付加価値専利の組み合わせの発展の強化。(中央軍事委員会装備発展部、国家国防科学技術工業局が職責により分担して担当)

(二) 知的財産権の総合運用の強化

73. 専利集約型産業の付加価値計算及び発表業務の実施。専利集約型産業の強力な育成及び発展、専利集約型製品の届出認定業務の推進。(国家統計局、国家知識産権局が職責により分担して担当)

74. 中国著作権産業の経済貢献率の調査研究業務の実施、著作権産業の調査研究業務の地方における実施の支持の推奨。(中央宣伝部が担当)

75. 『専利導航プロジェクト実施評価方案』の発表、国家専利導航総合サービスプラットフォームのリリース、専利導航の優秀な成果の発表と普及。重要分野の専利導航プロジェクトの実施の推進、核心技術の難関突破をめぐる専利構成の展開。(国家知識産権

局が担当)

76. 科学技術成果評価の改革試行及び科学研究者の職務科学技術成果の所有権又は長期使用権を付与する試行関連業務の実施。科学技術成果の実用化の年次報告制度の推進。(教育部、科学技術部、財政部、国家知識産権局、中国科学院が職責により分担して担当)

77. 科学技術成果情報の総括提出メカニズムの持続的な整備、国家科学技術計画成果ライブラリの構築と改善、資金援助を受けて形成された機密に関わらない科学技術成果情報の公開共有の促進。(科学技術部が担当)

78. 専利開放許可制度の全面的な実行の促進。専利権譲渡登記業務の模索と整備、データ収集分析強度の強化。専利ライセンス料比率統計データの発表。(国家知識産権局が担当)

79. 「千企業百都市」商標ブランドの価値向上行動の実施の開始、商標ブランド指導ステーションの高品質な建設及び規範的運用の促進、重要地域及び企業商標ブランドの価値の向上の促進。中国商標ブランド発展指数報告の作成と発表。(国家知識産権局が担当)

80. 地理的表示による農村振興補助行動の高度な展開、「地理的表示ブランド+」特別計画の実施の促進、特色ある産業の発展の後押し。(国家知識産権局、農業農村部が担当)

81. 地理的表示農産品保護プロジェクトの高度な実施、地理的表示農産品の優秀分の選択、全産業チェーンの標準化の推進、核心生産拠点の建設、特徴品質評価及びモニタリングの実施。(農業

農村部、国家知識産権局が職責により分担して担当)

82. 高等教育機関による職務科学技術成果開示制度及び専利出願前評価制度のさらなる改善の指導、高等教育機関の知的財産権の全フロー管理の強化。「百校千件」高付加価値専利の発展実用化行動及び「千校万企業」共同革新パートナー行動の高度な展開。国家関連規定に基づく、高等教育機関を対象とした知財強国建設試行モデル業務の高度な推進、高等教育機関専門的国家技術移転機構の建設の推進、高等教育機関国家知的財産権情報サービスセンターのハイレベルな建設の推進。(教育部、科学技術部、工業情報化部、国家知識産権局が職責により分担して担当)

83. 高レベルの病院臨床研究及び成果の実用化能力向上に係る試行業務の徹底。(国家衛生健康委員会が担当)

84. 知的財産権を核心とする科学技術成果の管理の強化、先行特別組織に依拠する高付加価値専利の発展の実施。中国科学院所属機関による基準貫徹展開業務の着実な推進、知的財産権の専門人材の育成の強化、知的財産権の権益保護援助サービス体系の模索と確立。条件付きの院所属機関による知的財産権の移転・実用化専門機構の開設の推奨。(中国科学院担当)

85. 国防知的財産権の実用化プラットフォームの建設、国防知的財産権の実用化仲介の促進。(中央軍事委員会装備発展部、国家国防科学技術工業局が職責により分担して担当)

86. 『国防科学技術工業知的財産権実用化目録(第9次)』の実施。先進技術成果長江デルタ実用化センターの建設の支持。(国家国防科学技術工業局、国家知識産権局が担当)

(三) 知的財産権市場運営の促進

87. 知的財産権代理事業「藍天」特別処置行動の高度な展開。知的財産権サービス業監督管理体系の改善の加速、代理事業監督管理長期有効メカニズムの整備、信用評価管理の実施の推進。知的財産権サービス市場の主体的な育成行動の実施。（国家知識産権局が担当）

88. 専利実用化特別計画の高度な実施、中央財政資金をガイドする役割の持続的な遂行。知的財産権運営プラットフォーム体系のアップグレード、複数の新たな重要産業知的財産権運営センターの構築。（財政部、国家知識産権局が職責により分担して担当）

89. 知的財産権抵当融資モデルの改善の促進、知的財産権抵当融資に対する支持強度の確実且つ慎重な拡大。試行銀行による知的財産権内部評価モデルの模索の指導。知的財産権関連担保登記情報の統一的検索業務の推進。（中央宣伝部、中国人民銀行、国家金融監督管理総局、国家知識産権局が職責により分担して担当）

90. 監督管理指導の強化、事業の知的財産権信託業務の法に基づき法令を遵守した積極的な発展の促進。知的財産権保険商品及びサービスの改善の指導、知的財産権海外権利侵害責任保険の普及。（国家金融監督管理総局、国家知識産権局が職責により分担して担当）

91. 金融機関による知的財産権サービス業の特徴に適する融資又は保険商品の開発の推奨。（国家金融監督管理総局、中国人民銀行、国家知識産権局が担当）

92. 知的財産権資産証券化業務の確実な推進、科学技術型企業の知的財産権資産証券化モデルによる融資の実施の推奨、知的財

産権資産証券化業務監督管理体系の改善。上場会社の知的財産権情報開示に関する日常的な監督管理の強化、上場会社の知的財産権情報開示の関連規定の厳格な執行の促進。（中国証券監督管理委員会が担当）

93. 『著作権質権登記法』の適時の改正、著作権抵当融資体制メカニズムの最適化、著作権抵当融資規模の拡大。（中央宣伝部が担当）

94. 全国著作権モデル都市、モデル産業団地（拠点）、モデル機関の確立及び国家著作権革新発展拠点試行業務の推進。『著作権産業の高品質な発展を促進するための指導案』の研究と制定、全国著作権展示会授權取引体系の不断の改善、全国著作権取引センター（貿易拠点）の専門的な建設の指導。国際的な著作権取引及び情報サービスの促進。（中央宣伝部が担当）

95. 知的財産権サービス輸出拠点の建設の推進、知的財産権サービス業及びサービス貿易の高品質な発展の持続的な促進。（商務部、国家知識産権局が職責により分担して担当）

96. 弁護士等の法律サービス組織の職能役割の十分な遂行、市場主体の合法的権益のより適切な維持の誘導、知的財産権の訴訟代理や権益保護援助や調停等の法律サービス専門方面の高度な発展の推進。（司法部、国家知識産権局が担当）

97. 条件に適合する知的財産権サービス機構による高度先端技術企業、技術先進型サービス企業、専精特新中小企業等の申告の支持。（科学技術部、工業情報化部、国家知識産権局が職責

により分担して担当)

98. 社会資本投資による知的財産権運営等のサービス業態の秩序ある促進及び指導、各種の知的財産権運営基金による知的財産権運営サービス業態の発展の重点的な支持の推奨。
(国家知識産権局が担当)

四、知的財産権公共サービスレベルの向上

(一) 知的財産権公共サービスの供給の強化

99. 国家知的財産権保護情報プラットフォームの建設の加速。『国家知識産権局データリソース管理法』の改正、『知的財産権データリソースリスト』の発表、より多くの知的財産権データによる公開共有の実現の促進。複数の知的財産権トピックデータベースの構築と公開。関連の国家地域、組織との知的財産権データ交換の実施。(国家知識産権局が担当)

100. 知的財産権公共サービス一般特惠プロジェクト実施方案及び地区レベルの総合知的財産権公共サービス機構の業務の手引きの制定と実施。複数の国家知的財産権情報公共サービスウェブサイトの新規開設と届出。第2期第1次世界知的財産権組織技術革新サポートセンター(TISC)の準備。(国家知識産権局が担当)

101. 『農作物遺伝資源共有利用法(試行)』の発表、国家農作物遺伝資源情報の共有の促進。(農業農村部が担当)

102. 文化観光分野の知的財産権情報公共サービスの強化。
(文化観光部が担当)

103. 重要分野を対象とした国防科学技術工業知的財産権の普及と応用。(国家国防科学技術工業局が担当)

104. 知的財産権公共サービスの利用シーンの充実化、海外専利情報資源システムの「智慧科学協会2.0」核心共有サービスプラットフォームへの組み込み、基幹応用の有効化。

(中国科学技術協会が担当)

(二) 知的財産権公共サービスの効果の向上

105. 国務院商業環境革新試行課題の施策の実行、中国及び世界における商業環境評価の知的財産権関連業務の積極的な徹底。

(国家知識産権局が担当)

106. 知的財産権政務サービス事項遂行手引きの全面的な実行、より多くの事項の「オンライン処理」「オンライン審査」の促進、「オンラインでのワンストップ手続」の利用シーンの開拓。「証明手続き削減による利便化」業務の高度な展開、知的財産権証明事項リストの制定、電子証明書の共有応用及び保証告知実施の範囲の拡大。専利権評価報告電子商取引プラットフォーム共有試行業務の強化。(国家知識産権局が担当)

107. 知的財産権公共サービス機構の分級分類管理の持続的な強化、中西部地域公共サービス支援メカニズムの確立の促進、知的財産権公共サービス標準化都市の建設の推進。(国家知識産権局が担当)

108. 知的財産権抵当情報プラットフォームの役割の遂行、抵当サービスの利便化及び情報共有の持続的な推進、知的財産権オンライン抵当登記試行範囲の拡大。(国家発展改革委員会、国家金融監督管理総局、国家知識産権局が職責により分担して

担当)

109. 植物新品種権の出願、変更、譲渡、抵当、異議申し立て等の指南の制定と改正、植物新品種保護情報サービスプラットフォームの最適な改善。(農業農村部、国家林業草原局が職責により分担して担当)

五、良好な知的財産権人文社会環境の構築

(一) 知的財産権文化理念の強力な提唱

110. 世界知的所有権の日、全国知的財産権宣伝週間、中国国際著作権博覧会、国際著作権フォーラム、中国ネットワーク著作権保護発展大会等の大規模活動の組織的な実行。中国国際輸入博覧会、中国国際サービス貿易交易会等の主要な公開プラットフォームの知的財産権関連業務との提携と徹底。(中央宣伝部、国家知識産権局が職責により分担して担当)

111. 次世代高等教育機関の学生に対する知的財産権の宣伝普及教育の強化、名門校の文化プロジェクトの構築、学校外における優れた社会実践体験拠点の開発と共同建設、知的財産権宣伝教育の社会実践への有機的な組み込み。全国大学生著作権原稿募集活動の継続的な展開。(中央宣伝部、教育部が職責により分担して担当)

112. 関連部門による知的財産権法治宣伝の法律普及責任への組み込みの促進、中国の法律普及「ポータルサイト、Weibo、WeChat、アプリケーション」の十分な運用及び全国の法律普及新媒体による法律普及宣伝のマトリックス式展開。

(司法部が担当)

113. 全国科学普及の日や全国知的財産権宣伝週間等の重要

な期間における知的財産権科学普及活動の展開の十分な利用、
「科学普及中国」に依拠する優れたな科学普及コンテンツライブラリ及び全媒体拡散マトリックスの構築。（科学技術部、中国科学技術協会が担当）

114. 渉外知的財産権の宣伝の強化、知的財産権に関する中国のこれまでの取り組みの紹介。（中央宣伝部、外交部、商務部、国家知識産権局が職責により分担して担当）

（二）知的財産権事業の発展基礎の構築

115. 知的財産権人材の評価体系の改善、知的財産権専門役職名評価基準の改善、知的財産権高級役職名審査委員会の条件付きの地方での確立の指導。（人力資源社会保障部、国家知識産権局が職責により分担して担当）

116. 知的財産権人材の育成メカニズムの改善、国際的な人材の育成の強化。知的財産権専門学位の確立の着手、知的財産権専門学位教育指導委員会の研究と確立、高等教育機関への知的財産権関連専門分野の設置の支持、知的財産権学科専門教育と職業発展との仲介の促進、知的財産権関連学科の専門課程の設置の改善、知的財産権関連専門分野の確立の強化、一流課程での「双万計画」の確立の高度な実施、複数の知的財産権「金色専門分野」「金色課程」の構築。（中央宣伝部、外交部、教育部、国家知識産権局が職責により分担して担当）

117. 知的財産権新規シンクタンクの建設の促進の加速、知的財産権分野の重要な理論及び実務における課題の研究の強化。

(中央宣伝部、教育部、国家知識産権局、中国科学院が職責により分担して担当)

118. 小中学校における知的財産権教育のさらなる推進、知的財産権教育活動の多様な形式での展開。(教育部、国家知識産権局が職責により分担して担当)

119. 知的財産権の保護に係る公証人、仲裁人、調停人、弁護士等の専門的な人材の育成の強化。知的財産権管理部門の公職弁護士組織の構築の強化。(司法部、国家知識産権局が担当)

出所：中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト

<https://www.gov.cn/govweb/zhengce/zhengceku/202308/P020230814393521928588.pdf>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

六、世界の知的財産権管理へのさらなる参与

120. 世界知的財産権組織の枠組みでの世界知的財産権管理と国際規則制定へのさらなる参与、世界知的財産権組織との協力50周年の一連の活動の実施、マドリッド制度の手続言語としての中国語の導入の推進。（国家知識産権局、中央宣伝部、外交部、中国国際貿易促進委員会が担当）

121. 世界貿易組織の枠組み下における、知的財産権のテーマにまつわる議論、交渉への積極的な参与、世界的な知的財産権の管理へのさらなる参与。中国-ニカラグア、中国-イスラエル、中国-湾岸協力会議等の自由貿易協定の知的財産権議題の談判の継続的な推進。『環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定』（CPTPP）のプロセスの組み込みの積極的な促進。（商務部、中央宣伝部、最高人民法院、最高人民検察院、国家知識産権局が担当）

122. 「一帯一路」知的財産権の協力の強化、中国・米国・欧州・日本・韓国、BRICs、中国-東南アジア諸国連合、アジア太平洋経済協力等の細やかで多面的な協力の強化。特許審査ハイウェイ（PPH）国際協力ネットワークの持続的な整備と開拓。（中央宣伝部、商務部、国家知識産権局が職責により分担して担当）

123. 経済貿易に関する知的財産権業務部門の会議メカニズムを依拠とする、欧州連合、日本、ロシア、スイス等の主要貿易パートナーとの経済貿易に関する両面的な知的財産権交流協力の

強化。（商務部が担当）

124. 『視聴覚的実演に関する北京条約』『マラケシュ条約』等の重要な国際著作権条約の実施業務の実施の徹底、
『放送機関保護条約』『伝統的文化表現保護条約』等の国際著作権条約及び法律文書の談判交渉の徹底。（中央宣伝部が担当）

125. 『地域的な包括的経済連携協定』（RCEP）の知的財産権の章及び中国欧州地理的表示の保護と協力の協定の実行の促進。
（中央宣伝部、最高人民法院、最高人民検察院、農業農村部、商務部、国家知識産権局が職責により分担して担当）

126. 植物新品種DUSテスト分野の国際交流協力の高度化、国内と国際のオンライン出願プラットフォームの仲介の推進。
（農業農村部、国家林業草原局が職責により分担して担当）

127. 著作権産業の国際リスク予防体系の構築、重点国家及び重点地域の著作権に関する商業環境手引きの制定。（中央宣伝部が担当）

128. 企業における海外知的財産権リスクの早期警告及び権利維持の援助の強化、公共情報プラットフォームの建設の強化。
（商務部、国家知識産権局、中国国際貿易促進委員会が職責により分担して担当）

129. 国際刑事警察機構や世界税関機構等の国際的な枠組みでの世界知的財産権管理への積極的な参与、重要な国境を超えた権利侵害・詐称犯罪事件をめぐる国外法執行部門との交流協力の

強化。既存の知的財産権税関保護国際協力メカニズムの十分な利用と強化、協力分野の継続的な開拓。（公安部、海関総署が職責により分担して担当）

130. 国外の著名な仲裁機構による我が国の特定地域への業務機構の設立の推奨、渉外知的財産権仲裁業務の実施。（司法部が担当）

131. 「一帯一路」沿線の国家知識産権局職員研修セミナー等の育成業務の実施、周辺国及び発展途上国を対象とした育成業務の継続的な強化。（国家知識産権局、国家国際発展合作署が職責により分担して担当）

132. 知的財産権の国際交流協力における非政府組織の役割の積極的な遂行、知的財産権高度国際フォーラム及びブランド活動の持続的な構築。2024年国際知的財産権保護協会（AIPPI）杭州世界知的財産権大会の準備業務の徹底。（民生部、中国国際貿易促進委員会が職責により分担して担当）

133. 世界知的財産権保護指数の研究と改善、世界知的財産権保護指数報告の発表。（中国国際貿易促進委員会が担当）

134. デジタル著作権保護技術ブランド及び技術基準の国際化の推進、デジタル著作権保護技術の海外への普及と応用の強化。（国家新聞出版広電総局が担当）

七、組織的保障の強化

135. 『綱要』及び『計画』の実施状況の年次モニタリング評価及び『計画』実施の中間評価の実施、知財強国建設第2

次代表事例の周知、指標データの動的モニタリング及び発表業務の強化、業務の課題についての状況展開促進検査の実行、関連業務評価の組み込み。（連合会議弁公室、連合会議構成員機関が担当）

136. 知財強国建設専門家諮問委員会及び国家知的財産権戦略の実施研究拠点の役割の十分な遂行、政策諮問及び研究支援の強化。（連合会議弁公室が担当）

137. 関連税の優遇政策の実行と細密化、管理サービス措置の継続的最適化、知財強国のための優れた税収環境の積極的な構築。（財政部、税務総局が職責により分担して担当）

138. 国家関連規定に基づく、知財強国の建設業務において特別に貢献した団体及び個人に対する表彰。（連合会議弁公室、人力資源社会保障部が担当）

139. 中国知的財産権発展状況の年次評価報告の作成と発表。（連合会議弁公室が担当）

上記の各項の役割分担において、複数の部門が担当する場合、最初に挙げた部門が主導部門となり、それ以外が参与部門となる。

出所：国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/7/28/art_75_186604.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。